

「Google ブック検索和解」に関するお知らせ

Google ブック検索和解の内容と選択肢について

平素より、たいへんお世話になっております。

さて、新聞などで報じられておりますように、米国 Google（グーグル）社が欧米図書館の蔵書を中心に、著作権者に無断で書籍をスキャン（デジタル化）してきた事実に対し、米国の作家組合および米国の大手出版社が訴訟を起こし、2008年10月に Google 社と和解に至る、という経緯がありました。Google 社では、「絶版本を読者に提供するための公正利用＝フェアユースにすぎない」と主張していますが、Google 社が無断でスキャンし、今後、有償販売しようとしている蔵書のなかには、現在、日本で流通している書籍も含まれている可能性があると思われております。

和解内容は、おおむね以下のとおりです。

- (1) 2009年1月5日以前に刊行された書籍については、Google 社が継続して書籍のデジタル化を行なうことを認める。また、本文（全文）のオンライン販売（有償）や、ページ単位での表示（無償）などを行なうことも認める。ただし、Google 社はその対価として、著作権者の承諾無しにデジタル化した書籍に対し、1点あたり60ドルを著作権者に支払う。また、オンライン販売された分については、Google 社が収入の63%を著作権者に分配していく。
- (2) 著作権者は、Google 社のデータベース（米国内からのみアクセス可能）からの削除、本文表示の停止などを要求できる。

さて、今回の訴訟の特徴は、次の2点です。

- ・米国の作家組合および大手出版社の訴訟が「集団訴訟」とであると認定されたため、その訴訟に直接参加しなかった著作権者にも、同じ効力が発揮されること
- ・米国以外の国々、具体的には日本の著作権者にも同じ効力が発揮されること（ベルヌ条約）

つまり、日本の著作権者の多くは、本人が知らない所で今回の訴訟に巻き込まれた形になります。Google 社では「絶版本を読者に提供するためのフェアユース」と主張していますが、絶版本であるか否かは米国内で流通しているかどうかの一つの目安とされてきた経緯があり（絶版本の定義・判断については流動的です）、現在、日本で流通している本に対しても無断でスキャンされ続け、ネットで販売される危惧があります。

そこで、著作権者の皆様が取り得る選択肢としては、以下の2つがあります。

- ①和解に参加——その後、掲載を「停止」、データそのものの「削除」、あるいは「掲載許可」など
- ②和解に不参加——離脱（期限は2009年9月4日）

仮に、2009年9月4日（当初は5月5日までとされていましたが延長されました）までに著作権者が

何も行動を起こさなければ、自動的に「①和解に参加」したと見なされます。もし、著作権者の皆様が無断でスキャンされた本に対し、「1点あたり60ドルの補償金を請求したい」、あるいは即刻、「書籍本文のデータベースからの削除」、または「オンライン販売の停止」を要求したい等とお考えの場合には、一度「和解に参加」（9月4日まで何もしない）した後に、しかるべき手続きを取ることになります。

「②和解に不参加（離脱）」を選択することも可能です。この場合には、2009年9月4日までにGoogle社に対し、書面あるいはネット上から申し入れをする必要があります。これにより、著作権者はその後、和解に縛られずにGoogle社を独自に著作権侵害等で訴えることが可能となりますが、現実には米国での法廷闘争となり、費用面・時間面で多大な負担を強いられる可能性があります。しかも、一旦「和解から離脱」した場合、補償金の請求や書籍本文のデータベースからの削除などの手続きも行なえません。

「①和解に参加」、もしくは「②和解に不参加」のどちらを選択されるかは、著作権をお持ちの皆様方の意志・判断に委ねられます。出版社が決めることはできません。

日本実業出版社としての考え方

私どもでGoogle社のホームページを調査したところ、無断でスキャンされたと考えられる当社の書籍は、230点ほどに達しています（2009年7月22日現在）。今後、さらに増えることも考えられ、その中には日本市場で現に販売中のものまで含まれる可能性も否定できません。

そもそも、無断で書籍をスキャンし、営利目的でネット販売に供しようという行為は、著作権者や出版社の権利を著しく侵害するものであり、とうてい容認できるものではありません。

当社といたしましては、前述のように、和解から離脱した場合にはデータベースからの削除なども要求できなくなる可能性があり、「和解に参加→データベースからの削除（あるいは停止）」などの方策を取るのが得策ではないかと考えておりますが、いずれにせよ最終的には著作権者の皆様の御判断となります。

もし、手続きなどで御不明な点がございましたら、当社の編集総務部までご連絡をいただければ、可能な範囲内ではありますが、対応させていただきます。

■「Googleブック検索和解」の詳細をお調べになる場合

サイト（HP）	http://www.googlebooksettlement.com/
メールでの問合せ	BookSettlement_ja@RustConsulting.com
フリーダイヤル	0120-948-079

■当社・編集総務部（担当：米谷） 電話 03-3814-5651 / Fax 03-3818-2723 / Eメール inf0@njg.co.jp

なお、その後、情勢の変化等があった場合には当社ホームページにて広報させていただく予定にしておりますので、そちらをご覧くださいと存じます。

2009年7月27日
株式会社 日本実業出版社
代表取締役社長 杉本 淳一

このお知らせは、当社のデータベースより自動的に抽出された皆様に送付させていただいております。重複など至らぬ点があるかと思いますが、なにとぞ御容赦のほどお願い申し上げます。